

9. 事故等報告について

大分市内の障害福祉サービス、相談支援、基準該当障害福祉サービス、地域生活支援事業、地域活動支援センターの経営及び福祉ホームの経営を行う指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」という。）及び大分市が支給決定をしている障がい者・障がい児に障害福祉サービス又は障害児通所支援等を提供している事業者が行うサービスの提供中等に事故等が発生した場合の報告手続きについては、下記のとおりとなりますので、留意してください。

(1) 報告の対象となる利用者

大分市へ報告する事故等の対象となる利用者及び入所者（以下「利用者」という。）は、次のとおりです。

- ①大分市が支給決定をしている障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者
- ②大分市以外の市町村が支給決定をしている障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者であって、大分市内の事業者による障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者

(2) 報告すべき事故の種類

事業者は、サービス提供中に次の①から⑩の事故等が発生した場合、報告を要します。

なお、当該報告は、事業者の事故等に対する過失の有無を問いません。

また、「サービス提供中」とは、自宅と事業所の送迎及び事業所と医療機関の通院等を含みます。

- ①死亡事故、病死（死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。）及び生命にかかわる重大な事故が発生したとき。
- ②医療機関による治療等を必要としたとき。または、施設内で同程度の治療をしたとき。
- ③食中毒及び感染症等が発生したとき及び疑われる状況が発生したとき。
- ④失踪したとき。
ただし、警察への通報等による捜索を要する場合に限る。
- ⑤利用者の処遇に影響がある職員等の法令違反及び不祥事等が発生したとき。
- ⑥通報等により警察が介入する状況となった利用者の法令違反等が発生したとき。
- ⑦事業所で発生した人権侵害、虐待等が発生したとき。
- ⑧火災等により物的、人的被害が発生したとき。
- ⑨①から⑧以外で、トラブルが発生することが予想される時又は見舞金や賠償金を支払ったとき。

⑩その他管理者が報告の必要があると認めるとき。

①から⑩以外でも事業者で必要と思われるものは、記録の対象としてください。

また、事故防止、サービスの質の向上の観点から結果的に事故にならなかった事例も記録の対象として、事業所内での研修や検討会などの取り組みもお願いします。

(3) 報告

事業者は、(2)に規定する事故等が発生した場合は、次のとおり報告をお願いします。

① 第一報として直ちに本市へ電話により概要報告を行った後、「事故等報告書」を遅滞なく提出してください。なお、各事業者で定める報告等様式がある場合は、当該様式による報告で差し支えありません。

また、事業者は、市が重大な事故と認めたときは、報告書に加え、利用者に対するサービスに係る記録及び市が求める資料を遅滞なく提出してください。

② 時間の経過に伴い状況が変化する場合は、随時追加報告行ってください。

③ 事故等の処理が終息した場合は、発生からの経過及び損害賠償等の対応結果等をまとめ、再発防止策等を加えて報告を行ってください。

「事故等報告書」の様式は、大分市ホームページに掲載しております。

The screenshot shows the Oita City homepage with a navigation menu including Home, Citizens, Work/Business, Tourism, City, City Organization, and Map Information. A breadcrumb trail leads to the page: トップページ >> 市民・くらし >> 福祉・障がい者 >> 障がい福祉の方へ >> 障がい福祉サービス等について(福祉所の方へ) >> 障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします.

The main content area is titled "障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします". It contains the following text:

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障がい福祉サービスを提供する事業者は、同法に定める事業者の指定を受ける必要があります。
また、指定後にも変更届等が必要になる場合があります。事業者の指定等を申請される場合は、「事業者指定の流れ」をご覧になったうえで、申請内容に対応した下記のチェック表を確認し、必要な様式をダウンロードして障害福祉課(本庁舎1階)へ提出してください。

事業者指定の流れ

○チェック表

1. 指定申請チェック表
2. 相談支援申請チェック表
3. 変更届チェック表
4. 加算届チェック表
5. 指定更新提出書類一覧

○様式、参考様式

10. 様式1号 14号、11号 指定申請 変更 届出 届出書

A callout box contains the following text:

「大分市ホームページ」→「仕事・事業者」→「障害福祉関係事業者」→「障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします」のNo.133に「事故等報告書」があります。(H28年10月現在)

At the bottom of the page, there is a footer with the text "インターネット | 保護モード: 無効" and a zoom level of "100%".

(4) その他

①事故等発生時の必要な対応

事故等が発生した場合、人命第一で対応にあたることは当然として、その対応が適切なものでなければなりません。

そのためには、事故等が発生した時の対応方法をあらかじめ定めておき、定めた手順にそって演習を行い、また必要な知識を習得するなど、事故等発生時、その場で混乱しないような訓練を積んでおくことが大切になります。

②再発防止策

再発防止策は、抽象的なものではなく、実践できるより具体的な手段とすることが必要です。

たとえば、単に「細心の注意を払う。」ということではなく、どのような場面で、どのように対応するのか、「研修を実施します。」ではなく、いつまでに、どのような内容で、誰を対象に行うのか、などできるだけ具体化できる対策としてください。

また、事故等の原因から再発防止策を検討する段階では、個別支援計画、介護・看護技術、施設などの設備や環境など多方面からのアプローチをお願いします。

③損害賠償

賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておいてください。

また、利用者との契約書には必ず損害賠償について定めてください。